令和４年３月２５日
建設部　　河川課
上下水道局　下水道管理課

一級河川江川，新川，赤堀川洪水ハザードマップ

及び内水ハザードマップの作成について

１　「洪水ハザードマップ」及び「内水ハザードマップ」の目的

本市が目指す「スーパースマートシティ」の基盤となる災害に強い強靭なＮＣＣの実現に向けた「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」における「備える」取組として，河川の溢水等による洪水や，側溝や下水道の溢水等により発生する内水氾濫に対して，人的被害を出さないようにするため，「洪水・内水浸水想定区域」等を「ハザードマップ」によりあらかじめ市民に周知することで，的確かつ速やかな避難行動につなげるなど，防災意識の更なる醸成を図るもの

２　「洪水ハザードマップ」（江川・新川・赤堀川流域）の作成

⑴　作成の理由

・　近年の台風の大型化などに伴う浸水被害が多発していることを踏まえ，国や栃木県においては，水防法などに基づき，一級河川鬼怒川や田川など洪水時における市民生活に相当な損害を生じる河川から順次洪水浸水想定区域等を公表しており，これに伴い本市においては，洪水ハザードマップの作成を進めている。

・　今回，令和３年５月に県が，新たに江川・新川・赤堀川の浸水リスク想定図を作成・公表したことを踏まえ，洪水ハザードマップの作成を行うもの

洪水ハザードマップ
- 鬼怒川（北部，南部）　⇒　平成２９年６月改訂
- 姿川・田川・釜川・武子川（北部，南部）　⇒　令和　３年５月改訂
- 江川　⇒　新規作成
- 新川　⇒　新規作成
- 赤堀川　⇒　新規作成

※　水防法改正に伴い，令和７年度までに洪水浸水想定区域の指定拡大が予定されている。

⑵　洪水の特性

・　洪水ハザードマップの対象となっている一級河川は，流域面積が大きいことから，台風等の長時間降雨により洪水が発生し，一度発生すると，長時間に及ぶ広範囲での浸水となりやすい。

⑶　江川，新川，赤堀川洪水ハザードマップの概要

・　公表対象区間，区域内の家屋数

江川	峰１丁目	～	西刑部町	約８．３ｋｍ区間	約３０戸
新川	富士見町			約０．４ｋｍ区間	約２０戸
赤堀川	上小池町	～	石那田町	約３．３ｋｍ区間	約１０戸

・　洪水浸水想定区域内に該当する要配慮者利用施設（小・中学校，病院，福祉施設等），避難所及び避難場所については，該当なし

・　作成縮尺については，１：１５，０００を採用

・　図郭割については，河川ごとにそれぞれ冊子版にて作成（Ａ４サイズ）

３　内水ハザードマップの作成

⑴　作成の理由

近年の集中豪雨などにより，全国各地の都市部において内水氾濫※１による被害が生じていることから，本市においても内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を市民へ周知するため，内水ハザードマップの作成を行うもの

※１：　短時間の大雨などにより，側溝や下水道から水が溢れ，低い土地やアンダーパスなどで局所的に浸水が発生すること。

⑵　内水氾濫の特性

- 流域面積が小さい側溝や下水道は，短時間降雨で点在した浸水が起こりやすく，洪水に比べ浸水発生までの時間と，発生から解消までの時間が短い。
- 河川から離れた場所においても発生する可能性がある。

⑶　内水浸水想定区域の算定条件

項目	算定条件
対象区域	市街地の都市化や土地利用の変化により，雨水が浸透しにくくなっている流域で発生するリスクが高いことから，主に市街化区域を対象に作成（下水道計画区域 8942.1ha を対象）
対象降雨	国のガイドラインを踏まえ，想定最大規模の降雨※2 に対する浸水想定区域(150 ㎜/hr が全域に降ったと想定)
対象の浸水	20ｃｍ未満の浸水は早期に浸水が解消する等の理由から，　20 ㎝以上の浸水が対象

※２：1 年間にその規模を超える降雨が発生する確率が概ね 0.1%程度（1/1000）の降雨

⑷　内水ハザードマップの概要

- 内水浸水想定範囲及び内水浸水想定区域内の家屋数

　⇒　市街化区域９，３４１ha のうち，内水浸水想定範囲２５３ha（２．７％）

　　約２０，０００戸

- 内水浸水想定区域内に該当する要配慮者利用施設及び避難所，避難場所

　⇒　要配慮者利用施設※３：３３施設

　　　避難所，避難場所※４：　０施設

　※３：　区域内の要配慮者利用施設の管理者に対して，内水浸水想定区域に位置していることを通知し，避難確保計画の作成を促していく。

　※４：校庭等が一部浸水するが建物には建物をはじめ，避難等への影響なし

- 作成縮尺については，１：１５，０００を採用
- 図郭割については，今回の対象範囲が網羅できるよう４枚に分けて（北部版，南部版，中央版，東部版）作成（Ａ１サイズ）
- 浸水深の幅と色分けについては,「水害ハザードマップ作成の手引き(国土交通省)」を踏まえ５段階で標記

４　ハザードマップの活用方法

・　市民自らが自宅や学校，職場の浸水想定を確認することで，避難所等までの安全な避難経路の検討ができるとともに，非常持出品・家庭内備蓄などの事前準備に活用できる。
・　特に内水氾濫については，浸水被害発生までの時間が短いことから，自宅等の垂直避難など，浸水特性を踏まえた，最適な避難行動の検討に活用できる。

５　市民等への周知・啓発

・　市域全体に対して，広報紙やホームページでハザードマップの周知及び活用を促すことや，各地区市民センターにハザードマップを備えつけることで，広く市民に周知する。
・　特に区域内の市民等については，ハザードマップの活用により，災害時において的確かつ速やかな避難行動がとれるよう，日頃から「備える」取組みを実践してもらうため，以下の通り周知・啓発を図る。

⑴　洪水・内水浸水想定区域の家屋等

浸水想定区域内に位置している家屋等に対し，各対象区域に係るハザードマップとその活用を促すチラシをポスティング配布し，周知を図る。

⑵　洪水・内水浸水想定区域を抱える自治会

対象区域を含む地域の連合自治会に対し，ハザードマップの作成の内容等について回覧等を実施し周知・啓発を図る。

６　今後のスケジュール

令和４年３月　　本市ホームページに公表
　　　　４月～　浸水想定区域内の家屋等へ配布
　　　　　　　　関係する連合自治会に対して回覧等で周知
　　　　　　　　要配慮者利用施設へ周知，広報紙に掲載